

第10次鳥獣保護事業計画の基本指針の項目（新現対照・案）

目 次	基本指針（新）	基本指針（現）
1 烏獣保護事業の実施に関する基本的事項		Ⅰ 烏獣保護事業の実施に関する基本的事項 第一 鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する基本的な考え方
第一 鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する基本的な考え方	[基本的な考え方について、現状を踏まえて現基本指針の記述を修正する。]	第二 鳥獣保護事業の具体的な実施にあたつての考え方
第二 鳥獣を巡る現状と課題		
1 鳥獣による被害の動向		
2 獺獵者に関する現状		
第三 きめ細かな鳥獣保護事業の実施		
1 鳥獣の区分ごとの取扱い、 その希少性や由来、広域的な移動性等に応じて適切な保護管理を進めることのため、このたゞに応じた区分及び 保護管理を行いうるものとする。 主たる鳥獣の生息状況等に応じた狩獵、鳥獣の定期的な見直しとその考え方を整理する。 鳥獣区分の例) 一般鳥獣、希少鳥獣、狩獵鳥獣、外来鳥獣、広域移動鳥獣、要保護管理鳥獣 等		
2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い 島嶼部等、地形や気候等の自然環境及び鳥獣の生息状況が他の地域と著しく異なる地域について、地 域の区分の考え方や区分毎の保護管理の方向性を示す。		
3 調査関係 鳥獣の科学的・計画的保護管理を推進するために必要な調査・情報収集について考え方を整理する。		
第四 關係主体の役割の明確化と連携 (市町村に関する記述の充実、職員の専門性の確保)		

國や地方公共団体の役割、特に、地域の実情に精通していることから、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委託されるなど、市町村の役割が増大していることから、鳥獣の保護管理における市町村の役割を示す。また、事業者等の役割についても可能な範囲で連携する。
都道府県内の鳥獣担当部局、農林水産業に係る部局等の連携、さらに、隣接都道府県とも連携を図るなど、様々な主体の参画や連携の推進について示す。

第五 國の役割と方向性（鳥獣保護区の指定、調査、国際的取組、人材育成）

国際的、全国的観点から国全体としての鳥獣の保護管理の方向について示すとともに、今後5年間（第10次鳥獣保護区計画期間中）の国指定期間に、鳥獣保護区の管理、鳥獣保護管理が必要な特定の鳥獣について、地域の自主性に連携して、必要な保護管理が必須により、保護管理に係る都道府県間の連携を示す。
また、鳥獣の保護管理等を担う専門的知識・技術を有する人材であることの証明できる仕組み、人材育成・確保、行政機関における配置の考え方について考え方を整理する。

第六 特定計画の推進（特定計画の方向性）

1 広域的な鳥獣保護管理の考え方
隣接都道府県の範囲を越えるような広域に移動する鳥獣の適切な保護管理のためには、関係主体が広域的に連携して特定計画の推進を図るなど、広域的な鳥獣保護管理の推進に係る基本的な考え方について示す。

2 広域鳥獣保護管理指針（計画項目や構成）

都道府県等における効果的な鳥獣の保護管理を支援するために、国において広域的に保護管理すべき地域個体群について、保護管理の方向性を「広域鳥獣保護管理指針」として示すこと、また、指針の構成や内容について考え方を整理する。

3 地域における取組の充実
市町村等での地域ごとの保護管理の目標化・明確化、特定計画するなど、特定計画の地域や年次に応じた下位計画の策定に関する考え方を整理する。
また、地域的な共通認識のもと、生ゴミや未収穫作物の除去、耕作放棄地の適切な管理、安易な餌付けを行わないことにより鳥獣の誘引要因を除く等、人と鳥獣のあつれきを未然に防止し、鳥獣被害を受けにくくい地域ごとに取り組むことについて考え方を整理する。

4 入猟者承認制度（P）

5 休耕区における特定鳥獣の狩猟（P）

第七 鳥獣保護区管理の充実

1 鳥獣保護区の適切な管理

〔国指定鳥獣保護区については、国際的・全国的な観点からの計画的な指定、及び鳥獣保護管理のモデルとなるよう、保護に関する指針の充実及び保護対象鳥獣の特性に応じた管理計画の策定等適切な管理の推進について示す。〕

2 環境教育等の推進

〔自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用について示す。〕

3 保全事業の推進(P)

第八 傷病鳥獣の取扱

〔野生復帰のための考え方など基本的な考え方の整理、採取データ項目の基準とその活用に関する考え方の整理について示す。〕

第九 鳥獣への安易な餌付けの防止

〔鳥獣への安易な餌付けに防止についての普及啓発等に関する積極的な取組について示す。〕

第十 狩猟の適正化

1 狩猟免許とわな猟免許の創設(P)

〔狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実
狩猟者更新時の講習や狩猟免許試験の内容について、鳥獣保護管理に関連する知識・技術を充実し
狩猟者の資質を高めることについて考え方を整理する。〕

第十 人獣共通感染症への対応

〔鳥獣に関する専門的な知見に基づく適切な理解の促進等を図ることについて示す。〕

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。
(ただし、平成19年4月1日～平成20年3月31日までの間に限り、第9次鳥獣保護事業計画を延長できることとする。)

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

〔鳥獣保護区、特別保護地区及び休耕区に関する事項
①鳥獣保護区指定の目的と意義
②環境教育の推進
③鳥獣保護区の指定方針〕

- 鳥獣による農作物被害等を踏まえた指定に関する考え方
 ③鳥獣保護区の指定区分及び指定基準
 ④特別保護地区の規定
 ⑤木漁区の指定
 ⑥鳥獣保護区の整備等
 ⑦野鳥の森等の整備

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- ①放鳥獣等
- ②対象鳥獣や体制、感染症への対応等について

- 第四 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
 ①鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定
 ②目的を考慮する場合
 ③許可権限の市町村長への委譲
 ④有効期限を目的とする場合
 ⑤特定計画が策定されている地域での個体数管理目標との整合
 ⑥特定研究を目的とする場合
 ⑦学術研究を目的とする場合
 ⑧特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
 ⑨その他特別の事由の場合

第五 特定道具使用禁止区域(P)、特定道具使用制限区域(P)及び漁区に関する事項

- ①特定道具使用禁止区域(P)
- ②特定道具使用制限区域(P)
- ③漁区の設定

- 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
 ①計画策定の目的
 ②対象鳥獣
 ③計画期間
 ④対象地域
 ⑤保護管理の目標
 ⑥保護管理事業
 ⑦計画の記載項目及び様式
 ⑧広域的及ぶ地域的な鳥獣保護管理

- ③鳥獣保護区の指定区分及び指定基準
- ④特別保護地区の指定
- ⑤木漁区の指定
- ⑥鳥獣保護区の整備等

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- ①鳥獣の人工増殖
- ②放鳥獣等

- 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
 ①有効期限に本旨に該当する。方
 ②有効期限に本旨に該当する。方
 ③有効期限に本旨に該当する。方
 ④有効期限に本旨に該当する。方
 ⑤有効期限に本旨に該当する。方
 ⑥有効期限に本旨に該当する。方

第五 銃猟禁止区域、銃猟制限区域及び漁区に関する事項

- ①銃猟禁止区域
- ②銃猟制限区域
- ③漁区の設定

- 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
 ①計画策定の目的
 ②対象鳥獣
 ③計画期間
 ④対象地域
 ⑤保護管理の目標
 ⑥保護管理事業
 ⑦計画の記載項目及び様式
 ⑧広域的及ぶ地域的な鳥獣保護管理

- ・関係する都道府県との連携
- ・広域的な鳥獣保護管理に関する指針との整合
- ・特定計画を効果的に実施するための、地域別及び年次別の下位計画の策定について
- ・特定計画の策定手続き及び実行手続
- ・計画の見直し改訂
- ・計画の実行体制の整備

- 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- ①鳥獣保護対策調査
 - ・傷病鳥獣から得るデータの活用等
 - ②鳥獣保護区等の指定・管理等調査
 - ③狩猟調査の取扱
 - ・捕獲報告
 - ④生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣による対策調査

- 第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
- ①鳥獣保護についての普及等
 - ・環境教育の推進
 - ②法令の理解の推進
 - ・法令の理解の促進
 - ③安易な餌付けの防止
 - ・安易な餌付けの防止
 - ④愛鳥モデル校の指定
 - ・愛鳥モデル校の指定

- 第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
- ①鳥獣担当職員（市町村職員に関する記述を含む）
 - ②必要な財源確保（事業の確保）
 - ③関係機関等との連携
 - ・隣接する都道府県との連携
 - ・関係部局等との連携
 - ・地域社会との連携（放牧場所の確保等）
 - ④鳥獣保護管理に必要な専門的知識を持つ人材の確保及び研修による育成、市町村合併による市町村数の減少に伴う人材の確保
 - ⑤保護管理の担い手の育成
 - ・専門的知識セミナー等の設置
 - ⑥鳥獣保護の活用等
 - ⑦取締り
 - ・違法なわなの撤去の推進

- 第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
- ①鳥獣の区分と区毎の取扱の方向性
 - ②地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

- ⑦計画の記載項目及び様式
- ⑧計画の策定手続き及び実行手続
- ⑨計画の見直し改訂
- ⑩計画の実行体制の整備

- 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- ①鳥獣保護対策調査
 - ・傷病鳥獣から得るデータの指定期・管理等調査
 - ②狩猟調査の取扱
 - ・対策調査
 - ③生活環境、農林水産業又は生態系に係る対策調査
 - ④生害を及ぼす鳥獣に係る対策調査

- 第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
- ①鳥獣の保護思想についての普及等
 - ・傷病鳥獣の保護思想についての普及等
 - ②鳥獣病の診療等の整備
 - ・鳥獣病の診療等の整備
 - ③野鳥鳥の森林等の整備
 - ・野鳥鳥の森林等の整備
 - ④愛鳥モデル校の指定
 - ・愛鳥モデル校の指定
 - ⑤法令の普及徹底
 - ・法令の普及徹底

- 第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
- ①鳥獣行政担当職員
 - ・鳥獣行政担当職員
 - ②鳥獣保護管理の担い手の育成
 - ・鳥獣保護セミナー等の設置
 - ③取締り
 - ・取締り

- 第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
- ①鳥獣の区分と区毎の取扱の方向性
 - ②地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

- ③狩猟の適正化の取扱い
- ④わななどの取扱い
- ⑤指定獵獲区域における鉛製散弾の全面的な規制に向け、規制地域の設定を一層進めることについて
- ⑥水辺域への対応
- ⑦傷病鳥獣への対応
- ⑧野生復帰のための考え方など基本的な考え方の整理等
- ⑨人獣共通感染症への対応
- ⑩発生時の対応の考え方、狩猟者や国民への情報提供等

III その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項

第一 犬獣保護管理に専門的な知見を有する人材の育成等について記述する

- ・専門的な知見を有する人材を育成する任組み等の考え方について記述する
- 第一 鳥獣保護区、特別保護地区に関する事項
- 第二 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 第三 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（有旨鳥獣捕獲に限る。）に関する事項
- 第四 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- 第五 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
- 第六 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
- 第七 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

第二 輸入鳥獣の適正化
輸入鳥獣の識別措置（P）

第三 鳥獣捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準
・国の許可基準について記述する【都道府県での取扱との整合を図る】

注) 斜字下線(P)は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（5月31日現在、第164回国会に提出中）により改正を提案している箇所である。

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 必要な事項 | ①鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 |
| | ②狩猟の適正化管理 |
| | ③指定獵獲区域 |
| | ④水辺域における鉛製散弾の全面的な規制に向け、規制地域の設定を一層進めるこ |
| | とについて |
| | ⑤傷病鳥獣への対応 |
| | ⑥野生復帰のための考え方など基本的な考え方の整理等 |
| | ⑦人獣共通感染症への対応 |
| | ⑧発生時の対応の考え方、狩猟者や国民への情報提供等 |

参考資料

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）から抜粋
(基本指針)

第3条 環境大臣は、鳥獣の保護を図るための事業（第35条第1項に規定する銃猟禁止区域及び銃猟制限区域並びに第68条第1項に規定する獵区に関する事項を含む。以下（「鳥獣保護事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

二 次条第1項に規定する鳥獣保護事業計画において同条第2項第1号の鳥獣保護事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき規準その他の当該鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

三 その他鳥獣保護事業を実施するため必要な事項

(鳥獣保護事業計画)

第4条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護事業計画」という。）を定めるものとする。

2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鳥獣保護事業計画の計画期間

二 第28条第1項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第29条第1項に規定する特別保護地区及び第34条第1項に規定する休猟区に関する事項

三 鳥獣の人工増殖（人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。）及び放鳥獣（鳥獣の保護のためその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。）に関する事項

四 第9条第1項の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。）に関する事項

五 第35条第1項に規定する銃猟禁止区域及び銃猟制限区域並びに第68条第1項に規定する猟区に関する事項

六 第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項

七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

3 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならない。